

2025年1月22日

構成員各位

コンプライアンス推進責任者 鈴木 郁生

公的研究費に関する啓発活動の実施について

令和3年2月1日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正されました。

不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施が要件化されたことに伴い、本学でも令和4年3月17日「公立大学法人青森公立大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画」を策定しました。

本学の教職員向け啓発活動として、以下を定めております。

- （１）メーリングリスト等による啓発活動の実施（年3回以上）
- （２）既存の会議等における啓発資料の配布（年1回以上）
- （３）ポスター等の掲示による啓発活動の実施（随時）

これを受け、2024年度啓発活動第2回として、メーリングリスト等による啓発活動を実施します。

第2回では、今年度実施された内部監査の結果を情報共有します。

【内部監査結果を受けての注意事項】

公的研究費に関する内部監査で、大きな指摘事項はございませんでした。今後も教職員一人ひとりが法令順守を徹底し、業務の適切な執行へのご協力をよろしくお願いいたします。

2024年度内部監査実施計画書

1 監査の基本方針

内部監査は、業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、監査結果に基づく助言及び提言を行うことにより、法人の健全かつ円滑な運営に資するために行うものである。監査の実施にあたっては、本学規程及び関係法令等に基づき、公平公正の立場から会計及び出納に関する処理が適正に執行されているかに主眼を置いて実施する。

2 監査対象業務及び重点項目

(1) 監査対象業務

①毎年度実施事項

『公的研究費等の外部資金に関する事項』（内部監査規程第5条第6号）

（ア）2023年度科学研究費（補助金）の執行に係る業務

（イ）2023年度公的研究費を財源とする個人研究費の執行

（ウ）2023年度公的研究費を財源とする個人研究費の立替払

『その他、理事長が必要と認める事項』（内部監査規程第5条第8号）

⇒今年度は該当なし

②年度別実施事項

『収入支出に関する事項』（内部監査規程第5条第3号）

(2) 重点項目

①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているか

②収入（重点として施設使用料、現金出納）の事務手続が適切に実施されているか

3 監査対象

(1) 事務局の全チーム

(2) 2023年度に科学研究費（補助金）の助成を受けている教員から1名

（直近5か年に監査対象となった者は除く）

(3) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）及び公的研究費における立替払担当チーム及び担当者

4 監査の実施時期及び期間

2024年8月26日から2024年9月6日までの間のいずれか数日。

5 監査の方法

(1) 『公的研究費等の外部資金に関する事項』

書面監査及びヒアリングによる監査並びに実査を行う。

(2) 『収入支出に関する事項』

収入に関して、2023年度施設使用料、現金出納書類から年間のおおむね5割程度を抽出して書面監査を行う。支出に関して、2023年度支出関係書類から、内部監査班の班員1人あたり1冊以上を抽出し、適正な処理が行われているか書面監査を行う。

内部監査結果報告書

2024年10月1日

公立大学法人青森公立大学
理事長 石川 浩明 様

監査班長 嘉瀬 慎一



下記のとおり内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 被監査組織等

- (1) 事務局のすべてのチーム
- (2) 2023年度に科学研究費（補助金）の助成を受けている教員から1名（直近5か年監査対象となった者は除く）
- (3) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）及び公的研究費における立替払担当チーム及び担当者

2 監査日時

次の日程で監査対応者毎に書類監査及びヒアリングによる監査並びに実査を実施した。
2024年8月26日（月）から2024年9月6日（金）まで

3 監査の対象

- (1) 公的研究費等の外部資金に関する事項
- (2) 収入支出に関する事項

4 監査項目及び範囲

- (1) 2023年度の公的研究費を財源とする執行業務、少額備品の確認（現物確認及び備品シールの貼付の有無や保管場所）
 - (2) 2023年度の公的研究費を財源とする立替払に関する書類、手続の確認
 - (3) 2023年度の施設使用料、現金出納書類の収入に関する書類、支出関係書類、手続の確認
- 【重点項目】①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているか
②収入（施設使用料、現金出納）の事務手続きが適切に実施されているか

5 監査担当者

別紙「2024年度内部監査班名簿」のとおり

6 監査対応者

- (1) 2023年度に科学研究費（補助金）の助成を受けている教員から1名：佐々木てる教授
- (2) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）：橋本悟教授、三浦英樹教授
- (3) 公的研究費における立替払担当チーム及び担当者：総務企画チーム

7 監査実施経過の概要

2024年8月 1日(木) 内部監査班長及び内部監査班員の指名、監査実施計画の提出
2024年8月26日(月) から2024年9月6日(金)
書類監査及びヒアリングによる監査並びに実査

8 重要な発見事項

特になし

9 監査の結果に基づく意見又は提言若しくは改善案

(1) 公的研究費等の外部資金に関する事項

公的研究費の監査に関して、概ね適正に予算執行、管理されていたが、次の指摘事項について対応を提言した。

《指摘事項及び改善策》

青森公立大学公的研究費ハンドブックでは、研究用図書及び消耗品の購入で、クレジットカード払いをした場合は、後日すべてのクレジットカードの明細の提出を求めているが、明細のコピーが添付されていないものが複数件確認された。現状のルールでは、クレジットカードの明細の提出を求めているため、ルールに則り修正することとなったが、クレジットカードの明細は、不要な箇所を黒塗りしたうえで提出されているものの、個人情報であるため管理上のリスクが高いと考えられる。そのため、事務局で現物の検収をし、領収書が提出されている場合に、さらにクレジットカードの明細を提出させる必要があるのか、次年度に向けて検討するよう担当部署（総務企画T）へ提言した。

また、重点項目①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているかに関しては、概ね適正に実施されていることが確認できた。

(2) 収入支出に関する事項

収入、支出関係書類に基づき確認を行ったところ、概ね適正に管理されていたが、次の指摘事項について対応を提言した。

《指摘事項及び改善策》

支出執行の書類のうち、委託業務等の審査確認書の支払確認欄の日付について、「納品検収日」ではなく「支払日」を記載しているケースが散見されたことから、今後は「納品検収日」を記入する取扱いで統一するとともに、この検収日の取扱いについて整理し、審査担当部署（財務情報管理T）から各職員へ周知を図るよう提言した。

また、重点項目②「収入（施設使用料、現金出納）の事務手続が適切に実施されているかに関しては、概ね適正に実施されていることが確認できたが、次の指摘事項について改善を提言した。

《指摘事項及び改善策》

施設使用の申請日について、大学施設管理規程施行細則に規定されている申請期間（前月1日から使用日の7日前まで）よりも以前に申請された書面が複数件確認された。期間以前に申請する場合は「理事長が特に必要があると認めた場合」と規定されているため、決裁による意思決定等が必要となるが、その形跡も特にみられなかった。この事案については、すでに担当部署（財務情報管理T）において認識されており、速やかに改善するよう提言した。

10 総括

今回の内部監査では重大な発見事項はなかったが、今後も教職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、業務を適正に執行するよう、引き続き、定期的な監査や研修などの取組を継続していくことが重要であると考えている。

公立大学法人青森公立大学内部監査報告書に関する意見書

2024年 10 月 22 日

公立大学法人青森公立大学

内部監査班長 様

公立大学法人青森公立大学

監事

米田孝嗣

2024年10月17日付で報告があった2024年度の内部監査結果報告書に対する意見等は、次のとおりです。

記

【意見等】

2024年8月26日から9月6日の日程で行われた内部監査報告書の説明を受けた。

監査の対象及びその内容としては、書類監査及びヒアリングによる監査並びに実査。

2023年度の科学研究費の助成を受けている教員から1名。

直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名及び公的研究費における立替払担当チーム及び担当者を対象とした。

重点項目として、

(1) 公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画等が適切に実地されているのか。

(2) 収入（施設使用料、現金出納）の事務手続きが適切に実地されているのか。

監査結果として、概ね適正に管理及び実地されていた確認の報告を受けた。

今後とも緊張感を保ち法令順守を徹底し、業務を適正に執行継続して行くことを望む。

今回の内部監査報告も「不正防止計画が適切に実地されていることを確認した。」

公立大学法人青森公立大学内部監査報告書に関する意見書

2024 年 10 月 23 日

公立大学法人青森公立大学

内部監査班長 様

公立大学法人青森公立大学

監事 石 田 恒 久

2024 年 10 月 17 日付で報告があった 2024 年度の内部監査結果報告書に対する意見等は、次のとおりです。

記

【意見等】

全般的に、同報告書 9 項に指摘されているとおり、概ね適正に予算執行、管理されていると認められた。

(1) 公的研究費等の外部資金に関する事項について

研究用図書及び消耗品の購入で、クレジットカード払いをした場合、明細のコピーが添付されていないものが確認された。

現在のルールではクレジットカードの明細の提出を求めており、その際この明細は個人情報の観点から不要な箇所を黒塗りして提出された。

この点につき、事務局で現物の検収をし、領収書が提出されている場合、さらにクレジットカードの明細を提出させる必要があるか、これまでのルールの変更を検討することが提言されている。

最近の個人情報保護法の抜本的改正に鑑み、個人情報保護、法令遵守の観点から

は、適切な提言と評価される。

また、重点項目①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されていることを確認した。

(2) 収入支出に関する事項について

ア 支出執行の書類のうち、委託業務等の「審査確認書の支払確認欄の日付」について、「支払日」ではなく「納品検収日」を記入する取扱いで統一することとし、この取扱いが各職員へ周知するよう提言された。事務処理上の曖昧な点について、誤解を防ぐ方策の一つであり、適切な提言と評価される。

イ 重点項目②「収入（施設使用料、現金出納）の事務手続が適切に実施されているか」に関して、施設使用の申請日について、大学施設管理規程施行細則に規定されている申請期間は、原則として前月 1 日から使用日の 7 日前まで、例外で期間以前に申請する場合は「理事長が特に必要があると認めた場合」とされている。

この例外の場合にあたる場合には、決裁による意思決定等の形跡がみられなかったが、今後はその事由を記載しておくことが提言された。

これも法令遵守の徹底という観点から、励行されるべき事項であると認められる。

この重点項目②「収入（施設使用料、現金出納）の事務手続が適切に実施されているか」についても、適切に実施されていることを確認した。

以 上